千葉市立轟町中学校 学校だより第1号 令和5年4月7日

わたしもあなたもみんな大切

校長 豊川 ますみ

今月1日に、子どもの権利の法律である「こども基本法」が施行されました。法律というと難しいと思うかもしれませんが、皆さんにとっても大事な法律です。「こども基本法」は、全てのこどもが幸せに暮らせる社会の実現を目指して、こどもに関する様々な取組を進めていくための法律です。自分の体や心の状況、生活している環境、経済状況などにかかわらず、こどもの権利が守られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会をつくるためです。そのためにこども家庭庁も発足しました。

こども基本法には 6 つの考え方があります。①全てのこどもは、大事にされ、基本的人権が守られ、差別されないこと ②全てのこどもは、その生活が保障され、愛され保護され、福祉や教育を平等に受けられること ③年齢や成長の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること ④全てのこどもについて、その年齢や成長の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益を優先して考えられること ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを感じられる社会をつくること

この法律ができた背景には「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」があります。世界で196の国や地域がこの条約を守ることを約束しているものです。「こどもにとって一番いいことは何なのか」「みんなが幸せに生きていくために、大人はどうしたらいいか」ということを考え、4つの権利が示されています。

「生きる権利」住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして命がまもられること 「育つ権利」勉強したり遊んだりして、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること 「守られる権利」紛争に巻き込まれず保護され、暴力や搾取、有害な労働から守られること 「参加する権利」自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

これらの「権利」は、みんなが生まれながらに持っている当たり前のものです。自分だけでなく、友達も「権利」を持っています。「権利」は守られなければならないので、自分と同じように、ほかの人を思いやる気持ちを忘れず、助け合うことが大切です。ですから、人の「権利」を侵害するようなことを言ったりしたりしてはいけません。「女のくせに気が利かないなぁ」とか、「こんなこともできないの?」とか、SNS等で、うそやうわさ、悪口や差別的な書き込みをするとか、いじめや虐待・体罰はもちろんだめですが、それを見て見ぬふりをすることもその人の権利を侵害していることになります。

「わたしもあなたもみんな大切」という気持ちで、みんなが安心して生活できるような行動がとれるようになりましょう。そして、困ったときには「守られる権利」として、信頼できる大人や相談窓口に助けを求めましょう。みんなが安心して生活できるよう、先生たちも力を尽くすので、みなさんも一生懸命に勉強や部活動などに取り組んでください。